

一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン

放送・配信事業および協賛事業配分金規程

第1条〔目的〕

この規程は、一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン(以下「JRLO」という)から、JRLO が定める規約(以下「規約」という)に基づく協力をした会員チームに対して支給される配分金等の取扱いについて定める。

第2条〔意義〕

- (1) この規程において配分金とは、JRLO が、規約第 79 条および第 80 条に定める事業において規約第 78 条第1項に基づく協力をした会員チームに対し、JRLO の放映権販売に協力したことへの対価および JRLO の協賛金獲得に協力したことへの対価として支給する金銭をいう。
- (2) 前項に定める配分金は、会員チームが、規約第 78 条第1項に基づき、規約第 79 条および第 80 条に定める事業において協力したことによって JRLO が得た各事業収益の各 40%をその原資とする。

第3条〔種類〕

配分金は、以下の各項に定める通り分類される。

- ① 放送・配信事業配分金 第5条第1項に基づき JRLO の理事会の決議が得られることを条件として、会員チームに対して支給されるもの。
- ② 協賛事業配分金 第5条第1項に基づき JRLO の理事会の決議が得られることを条件として、会員チームに対して支給されるもの。

第4条〔額等の決定〕

- (1) JRLO は、第3条各号の配分金を支給するに当たっては、実行委員会での協議を経た後、理事会において以下の各号に定める事項を決定しなければならない。
 - ① 配分金の総額
 - ② 配分金の支給対象となる会員チーム
 - ③ 会員チームごとの支給額の計算方法
 - ④ 配分金の支給方法および支給時期
- (2) 会員チームは、以下の各号のいずれかを満たさない場合、配分金の支給を受けることができないものとする。
 - ① 支給対象の会員チームが、支給年度の DIVISION 1、DIVISION 2または DIVISION 3のいずれかのリーグ戦に参加していること
 - ② 第2条第2項に定める原資を獲得するために必要な権利を JRLO の求めに基づき提供または許諾することその他 JRLO に対して規約に基づく協力をしていること

- ③ 前項第3号に定める支給額の計算の実施に必要な情報を JRLO の求めに基づき提供しており、また、その情報に虚偽がないこと

第5条〔支給の決定〕

- (1) JRLO は、前条第1項の理事会または当該理事会より後に開催される理事会において、配分金の支給対象会員チームが当該配分金毎に受領資格要件を充足しているかについて確認するものとし、要件を充足した会員チームに対してのみ当該配分金を支給するものとする。
- (2) JRLO は、理事会が配分金について第4条第1項の決定をした場合は、当該配分金の支給対象として決定した会員チームに対しすみやかに支給通知書を交付するものとする。

第6条〔受領資格不適合〕

JRLO は、配分金について第4条第1項の決定を得られなかった会員チームに対しては、当該支給年度について、当該配分金の支給を行わない。

第7条〔細則〕

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

第8条〔改正〕

この規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第9条〔施行〕

この規程は、2022 年7月 14 日から施行する。

〔改正〕

2022 年 12 月 26 日